

平成20年12月18日

午前10時18分開議

議 場

1. 議事日程（第16日目）

日程第 1 総務常任委員長報告

1. 議案第83号 上天草市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定について
2. 議案第84号 上天草市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
3. 議案第87号 平成20年度上天草市一般会計補正予算（第5号）（所管部門）
4. 議案第91号 平成20年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算（第2号）
5. 議案第95号 指定管理者の指定について
6. 議案第96号 指定管理者の指定について
7. 陳情第21号 スパ・タラソ天草2階プール部門の継続運営についての陳情書
8. 陳情第24号 松島～八代間航路財源支援のお願い

日程第 2 農林水産常任委員長報告

1. 議案第87号 平成20年度上天草市一般会計補正予算（第5号）（所管部門）
2. 陳情第26号 白涛漁港区域内の白涛海水浴場養浜整備方について（お願い）

日程第 3 建設常任委員長報告

1. 議案第87号 平成20年度上天草市一般会計補正予算（第5号）（所管部門）
2. 議案第92号 平成20年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
3. 陳情第27号 「道路財源の確保に関する意見書」の議決について（要請）

日程第 4 文教厚生常任委員長報告

1. 議案第85号 上天草市教良木診療所施設条例を廃止する条例の制定について
2. 議案第86号 上天草市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
3. 議案第87号 平成20年度上天草市一般会計補正予算（第5号）（所管部門）
4. 議案第88号 平成20年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
5. 議案第89号 平成20年度上天草市診療所特別会計補正予算（第3号）
6. 議案第90号 平成20年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第2号）
7. 議案第93号 平成20年度上天草市水道事業会計補正予算（第2号）
8. 議案第94号 平成20年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第2号）

- 日程第 5 議案第 87 号 平成 20 年度上天草市一般会計補正予算（第 5 号）
日程第 6 議案第 97 号 上天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7 発議第 10 号 道路財源の確保に関する意見書の提出について
日程第 8 発議第 11 号 県立高等学校再編整備等基本計画に関する意見書の提出について
日程第 9 委員会の閉会中の継続審査及び調査について
-

2. 本日の出席議員は次のとおりである。（26名）

議長 渡辺 稔夫		
1 番 高橋 健	2 番 小西 涼司	3 番 島田 光久
4 番 新宅 靖司	5 番 川口 望	6 番 田中 万里
7 番 塩田 真一	8 番 山口 安彦	9 番 北垣 潮
10 番 東川 義勝	11 番 園田 一博	12 番 堀江 隆臣
13 番 佐藤ユミ子	14 番 窪田 進市	15 番 田中 豊八
16 番 津留 和子	17 番 瀬崎 秀輝	18 番 寄口 大和
19 番 桑原 千知	20 番 渡辺 勝也	21 番 田中 勝毅
22 番 藤川 勝久	23 番 山崎 哲哉	24 番 猪塚 安親
25 番 須崎 正造		

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	川端 祐樹	教 育 長	鬼塚 宗徳
総 務 部 長	川本 一夫	企 画 観 光 部 長	村田 一安
健 康 福 祉 部 長	松浦 省一	市 民 生 活 部 長	田中 義人
建 設 部 長	永森 文彦	経 済 振 興 部 長	山下 幸盛
教 育 部 長	鬼塚 憲雄	水 道 局 長	鍬田 成朗
上天草総合病院事務長	松本 精史	財 政 課 長	永森 良一
総 務 課 長	杉田 良一		

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長 村 枝 誠 二 局 長 補 佐 野 崎 秀 満
参 事 大 石 智 奈 美

開 会 午 前 1 0 時 1 8 分

議長（渡辺 稔夫君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

審議に入ります前に議会運営委員会が開催されましたので、その報告を求めます。

議会運営委員長。

議会運営委員長（堀江 隆臣君） おはようございます。

本会議に先立ちまして議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

検討事項は3件の追加議案で、健康福祉部からの追加議案として、上天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてと委員会発議による意見書の取り扱いについて並びに委員会付託についてでございました。

この追加3議案について、事務局長並びに健康福祉部から提案理由の説明を受け、委員会で慎重に審議しました結果、全員異議なく本日の本会議へ上程することに決定いたしました。また、審議の方法について検討しました結果、委員会への付託を省略し、本日、本会議で審議、採択することに決定いたしましたので、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げ、委員長報告を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（渡辺 稔夫君） ただいまの議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりであります。

日程第1 総務常任委員長報告

議長（渡辺 稔夫君） 日程第1、総務常任委員長報告。

先日の本会議におきまして総務常任委員会に付託いたしました議案第83号、上天草市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定について外7件を議題といたします。

総務常任委員長より審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員長。

総務常任委員長（園田 一博君） おはようございます。

さきの本会議において総務常任委員会に付託されました案件について、12月12日に委員会を開き、全委員出席のもと審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議案第83号、上天草市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定についてですが、まず委員から、この組織再編に伴うプラス要因及びマイナス要因はどのようなことが考えられるかとの質疑がありました。担当課長からは、職員の削減への対応と効率的で効果的な業務ができるようになること、また、マイナス面については、統廃合になる部署については十分な引き継ぎがなされることから、マイナス面はないとの答弁でありました。

また、委員から、商工観光課と企画政策課は共通する点があると思うが、部が別々になることによって不都合はないかとの質疑がありました。担当課長からは、今回の再編は部署を集約して経済振興を図りたいということで、商工観光課を経済振興部に集約したとの答弁がありました。

また、委員から、総務企画部の事務分掌の中に入札、契約及び工事の検査に関することが新たに加わっているが、工事の検査は専門的な職員を配置しないと十分な検査はできないと思うが、検査体制はどうなっているのか質疑がありました。担当課長からは、検査係というのが監理課の中にあるが、大まかなことについては決めているが、細かい部分については現在検討をしているとの答弁がありました。

さらに、委員から、建設部で行ったことを建設部で検査するのではなく、違った目で技術のある人が検査するというのが一番いいと思うが、検査能力があるかということが問われると思う。建設部で行ったことは、別の部局の技術を持った方が検査するという配慮をしていただきたいとの質疑がありました。担当部長からは、この制度を導入する上では幾つかの市を勉強させていただいたが、検査士というものは別に定めている状況で、当然検査士としてのノウハウを持った方を集約して、支障がないようにしている。現在、当市は自分のところは自分で検査しているということで弊害はないが、今後は統一して同じ見解で検査するというのが大きな方針である。技術的な面も含めて支障がない形をとって進めているとの答弁がありました。

また、委員から、技術者の調整については、建設部、経済振興部との調整はスムーズに行っているかとの質疑がありました。担当課長からは、関係する5課で協議してきている。市全体の方向性を定めるためにも公平な検査を行う観点からも、それから、県内においても検査部門を独立している状況であるので、そういった取り組みをしていこうということで協議し、そのような方向でいいのではないかということで、今回提案させていただいたとの答弁がありました。

また、委員から、市民生活部に市税部門を持ってきた理由についての質疑がありました。担当課長からは、市民生活に直結することから、一体的な取り組みを行うことで住民サービスの向上を図るためであるとの答弁がありました。

また、委員から、市民生活部長は大矢野庁舎に置くということであるが、旧4町のバランスを考えた上では、松島庁舎に置いておく必要があるのではないかとの質疑がありました。担当課長からは、今回の組織再編で7部から6部に減ることになるが、大矢野庁舎に総務企画部長、経済

振興部長、市民生活部長の3名、松島庁舎に教育部長、建設部長、健康福祉部長の3名、大矢野庁舎に3名、松島庁舎に3名ということでバランスを考えてのことであるとの答弁がありました。委員から数合わせのバランスではないか、大矢野庁舎は議会事務局も置いているし、行政の要を大矢野庁舎に集中させるというのは納得いかないとの質疑がありました。担当課長からは、より充実させるための配置であるとの答弁がありました。

また、委員から、今の窓口業務の中で税の徴収等を行えばいいことであって、市民生活部を大矢野庁舎に持ってくるというのは何かメリットがあるのかと質疑がありました。担当課長からは、税務課も納税課も大矢野庁舎に配置されているので、市民生活部を大矢野庁舎に置くことで一体的な管理ができるようにするためであるとの答弁でありました。

また、委員から、上天草市は2庁舎体制で成り立っている。大矢野庁舎は行政の要を置いているのに、今市民の反発を買うような組織再編を行う必要はないのではないかとの質疑がありました。担当部長からは、部長職を大矢野庁舎に持ってくることで市民の反発を買うとは思っていない。現在、各部長は連携をとりながら業務を行っているので、部長がどこに配置されようともそれは変わらないし、今回の組織再編が直接市民サービスの低下につながるとは思っていないとの答弁がありました。

以上のような質疑を経まして、本件につきましては、慎重な審査の結果、賛成多数により原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第84号、上天草市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本件につきましては、地縁団体の代表者等に係る印鑑の登録及び証明に関する事務について地縁団体の利便を増進するためのものであり、本件につきましては、慎重に審査しました結果、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第87号、平成20年度上天草市一般会計補正予算第5号の所管部門についてですが、本件につきましては、まず、委員から、上天草市地域振興買物券の概要について説明を求める質疑がありました。担当課長からは、500万円の一般財源を投入して5,500万円を市内で流通させていただきたいと考えている。目的については、市内の商工観光の活性化と振興に寄与することである。買い物券の種類については、額面500円の11枚つづりを販売したいと考えている。実質5,500円を5,000円で販売するが、額面500円であるので、1枚ずつ切り離して使用する形になる。申し込み資格については市内に住所を有する方に限定し、世帯単位での申し込みになる。購入限度額については、5セット2万5,000円までとしている。有効期限については平成21年2月1日から3月31日までとし、有効期限を過ぎた買い物券は無効とする。市民の方への周知については、12月26日に周知文を回したい。防災無線での周知も行う。申し込み期間については1月5日から16日までとしていることなどの説明がありました。

委員からは、短期間で行われる計画であるが、最初から当初予算を組んで、金額をふやして、思い切った対策が必要であると考えているが、また、事業所に半分負担していただいて、半分市が負担する形であれば、1億の売り上げになる。経済効果も上がるし、市の負担も少なくて済むと思

うが、その辺の検討はされたのか質疑がありました。担当課長からは、できるだけ早くスタートしたいということで、今回の補正予算に上げさせていただいた。できるだけ市民の皆さんのために制度的には早くスタートさせたいとの思いで、来年の2月からということで準備させていただいている。また、事業所に負担していただいて倍額にすることについては、今回は事業者との交渉等の時間がなかったとの答弁がありました。

また、委員から、登録店について、買い物券で買い物する場合には登録加入店でないとできないのかとの質疑がありました。担当課長からは、市民の方が買い物するときは加入店でないと買い物できないので、上天草市に事業所が1,900軒ほどある。募集チラシを直接郵送して、この買い物券に参加したいという事業所をより多く募りたいとの答弁がありました。

また、委員から、地域の活性化を本当にねらっているのであれば、本腰を入れて行う必要があるのではないか。それができなかったというのは何か理由があるのか質疑がありました。担当課長からは、当初は2,000万円の2億2,000万円ということで、これは地域の景気後退、地域の停滞の回復をねらって提案があったが、国が定額給付を打ち出したこともあり、定額給付を国がするならば、同じ時期に地域振興買い物券を発行した場合には、価値が薄くなるのではないかとということで、国の動向を見据えた上で、できれば来年度の当初予算に計上して実施したらいいのではないかとこの部分もあった。しかし、国のほうも二転三転しておりましたし、財源については、地方交付税が4億2,800万円ほどふえておりましたので、その中から500万円を充てて試験的にやってみて、段階的に内容等の修正を加え、有効的なものであれば、今後続けてやっていかなければならないということで、まずは500万円という金額でやらせていただき、その結果を見て、次以降につなげさせていただければとの答弁がありました。

また、委員から、有効期間が短いのではないかとこの質疑には、担当課長からは、商品券の偽造というのが一番怖い点であるので、できるだけ流通期間を短くしたいというのが本音である。長くすれば長くするほどリスクが高くなるので、今回は2カ月という期間にさせていただいたとの答弁がありました。

また、委員から、大型店だけが潤い、地元商店には余り恩恵がないのではないかとこの質疑には、担当課長からは、この事業をやることによっていろいろなところで波及効果が出ると期待しているとの答弁がありました。

また、委員から、電子計算費の需用費の補正について、内容の説明を求める質疑がありました。担当課長からは、本年度、基幹系サーバーリプレースを行うが、その関係の消耗品と修繕費であるとの説明がありました。

また、委員から、歳入の地方交付税が増額補正されているが、その内容について説明を求める質疑がありました。担当課長からは、増額になった理由についてはいろいろなものがあるが、主なものとして、地方再生対策費約1億8,800万円、公債費約9,000万円、高齢者保健福祉約6,900万円が交付税措置によるもので、合計すると3億4,600万円ほどになる、これが主な理由であるとの答弁でありました。

また、委員から、観光客集客促進事業委託料について、看板、パンフレットの作成費との説明を受けたが、それ以外について計画されているか説明を求める質疑がありました。担当課長からは、今回高規格道路ができ、高規格を利用される方々が多いということで、看板を充実させるために松島、龍ヶ岳、姫戸方面にも設置したいと考えている。また、共通していることとして、いろいろな看板に共通性を持たせるためのキャラクター等の表示を計画している。入り込み客増加のためのものであるとの答弁がありました。

また、委員から、債務負担行為について、スパ・タラソの債務負担行為が昨年と比較して増額されている理由の説明を求める質疑がありました。担当課長からは、過去3年間のスパ・タラソの維持管理費等について積算した結果である。また、今回の指定管理者の募集に当たり基準価格というものを設けているが、その基準価格というのが3,030万8,000円である。基準価格の内容については電気保安管理、非常発電機の補修、清掃メンテナンス、温泉設備補修、プール設備補修との合計額を上限として、今回業者が2,803万5,000円で年間請け負うということで、5年間1億4,017万5,000円を債務負担ということで今回上げさせていただいたとの説明がありました。

また、委員から、指定管理というのは市の負担を軽減させるために行うものであると考えるが、今回増額ということで計上されているので市民の理解が得にくいのではないかと思うが、どのように考えての増額となったかの質疑がありました。担当部長からは、3,000万円の上限を設けて、結果的に2,800万円になったことは本会議で説明したが、この約3,000万円については、維持管理する上では絶対に必要なお金であるということで基準額として出している。現実的には、スパ・タラソの赤字は4,800万円から5,000万円の赤字が出ている。それを考えると経費が削減されるし、前は公募でない、今回は公募の結果での差であるとの答弁がありました。また、継続させるための方策として、しかるべき管理費を出して、これで応募があるかということがまず先であり、そのような中で応募があって、今回の金額ということであるので、理解していただくしかないとの答弁がありました。

また、委員から、契約期間について、なぜ5年としたかとの質疑があり、担当部長からは、3年と5年との区別については、施設の維持管理だけのものであれば3年、専門分野を有したりするものについては5年とすることが定めてある。今回は、指定管理選定委員会の中では5年が妥当であるとの判断から5年としたことの答弁がありました。

また、委員から、この管理費を出さないということになれば、スパ・タラソがなくなるということで解釈していいのかとの質疑がありました。担当部長からは、公募をしたとしても応募はなかったと想像するが、現段階で毎年5,000万円近くの赤字を出しているので、相当厳しい状況であるとの答弁がありました。

以上のような質疑を経まして慎重に審査しました結果、本件につきましては、挙手による賛成多数により、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第91号、平成20年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算第3号については、慎重に審査しました結果、本件につきましては異議なく、原案のとおり可決する

ことに決定いたしました。

次に、議案第95号、指定管理者の指定についてですが、本件につきましては、まず、委員から、今回指定管理者で応募されたスパ・タラソ管理運営共同企業体は11社で構成されており、それぞれが会社運営をされていると思うが、そのうち何社か倒産してこの共同自体に影響し、スパ・タラソの運営そのものがおろそかになるのではないかと危惧するが、その点については考えられたかの質疑がありました。担当部長からは、プレゼンテーションの中では出ていないとの答弁がありました。

さらに、委員から、この不景気に5年先まで会社自体がやっていけるという保証はないので、11社の企業体がスパ・タラソの運営を行う上での保証というものを考えなければいけないと思うが、執行部はどう考えているのかの質疑がありました。担当部長からは、不測の事態が発生した場合には、協定書の中にその都度協議すること、また、毎年報告書を上げることになっている。また、協定書の中には委託料の額の変更、指定の取り消し、協定の改定という部分については、協議の上改定することができるとしている協定書案をつくっているので、協定書案にのっとって協議をしていきたいとの答弁がありました。

また、委員から、11社で行う場合には、そのうち何社かがやめた場合に、スパ・タラソの運営はやめやすくなる場合がすごく高いと思うが、どう考えているかの質疑がありました。担当部長からは、たくさんの会社で構成されているので、もしものことがあれば、逆にそれぞれが補てんができるのではないかとという考え方で指定になったのではないかと思う。また、二つ三つの共同体であれば、逆にそのうち一つの会社がつぶれた場合にますます運営が厳しくなるのではないかと考えるが、構成する会社が多ければ多いほどリスク分担が少なくなるのではないかとの答弁がありました。

さらに、委員から、もし途中、運営自体がつぶれた場合の保証金というのではないかの質疑がありました。担当部長からは、保証金というのではないが、指定の取り消し、業務の全部または一部を停止させ、支払った経費の全部または一部の返還、これにより生じた損害の賠償を命ずることができる等の定めがあることの答弁がありました。

さらに、委員から、企業体をやめる状況になった場合には、賠償金も支払うことのできない状況になるのではないか。だから、前もって供託金をもらうことはできないかの質疑がありました。担当部長からは、指定管理者についてはそういうふうな事例はない。仮に破綻したときには、いくら条項の中に入れていても取れないというのが実情である。また、供託金のことを条項の中に加えろということであるが、これは市と業者が再度協議しなければならないので、一方的にできますとかは返答できないとの答弁がありました。委員からは、そこらあたりはしっかりと検討していただきたいが、いろいろなことを想定すると、やはり協定書の中に供託金は入れる必要があると思うが、再度できないのかの質疑がありました。担当部長からは、供託金については募集の段階では入れていないので、今の段階では入れられないとの答弁がありました。また、協定書についても、もともとの募集の段階で入れていないので、もし協定書に入れるということになれば、

市のほうから協定書の中に入れていいかということをお願いして、相手方がいいということであればその段階で入れることになる。委員の意見については尊重し、協議をしたいとの答弁がありました。

また、委員から、5年間で1億4,017万5,000円もの税金を投入するので、指定管理者に指定するに当たっては、指定する会社がどのような会社で、どのような内容の事業を行っているかを調査して指定するというのが当然であると思うが、調査されたのかの質疑がありました。担当部長からは、応募のあった5社の資料についてはすべて目を通しチェックした上で、先般行った選定委員の総意としてこの評価が出たわけであるので、それ以上のことは言えないとの答弁がありました。

また、委員から、修繕、補修について、市の負担を50万円以上から10万円にした理由について質疑がありました。担当部長からは、今までは各消耗品とか部品とかが故障した場合には、1件50万円以上を市が負担するとしていたが、今回10万円にしたのは、事例として、一つの部品が30万円の補修であればスパ・タラソの負担となるが、30万円に別のものを加えて50万円以上という形で請求された例があったので、そのような事例を避けるために10万円にしたとの答弁がありました。委員からは、そうであればますます市の負担がふえることになるが、この財政難の折にそれはおかしいのではないかと質疑に、担当部長からは、指摘のとおりであると思うが、このような事例があったことを反省し、今回10万円にさせていただいたが、この部分についても今後検討していかなければならないが、委員会の指摘であるので、指定管理予定者と協議し、1件50万円以上ということで主張したいとの答弁がありました。

以上のような質疑を経まして慎重に審査をしました結果、このスパ・タラソの指定管理については、協定書に供託金を盛り込むことの協議を指定管理予定者及び執行部で行っていただくこと及び修繕補修については1件10万円以上としているのを1件50万円以上とすることを全会一致で強く要望をし、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第96号、指定管理者の指定についてですが、本件につきましては、慎重に審査しました結果、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、継続審査となっております陳情第21号、スパ・タラソ天草二階プール部門の継続運営についての陳情書についてですが、まず、担当部長から、来年の3月までは株式会社おおやのが継続して運営するというのと、4月からは新たな指定管理者が運営されるということであるので、この陳情書については採択をしていただきたいとのお願いがありました。本件につきましては、慎重審議の結果、採択とすることに決定いたしました。

次に、同じく継続審査となっております陳情第24号、松島一八代間航路財源支援のお願いについてですが、まず、担当課長から、前回継続審査となった後、聞き取り調査を行った結果、今回の陳情については燃料高騰分の経費を補助していただきたい趣旨の陳情であったが、陳情書提出後の燃料費はどうなったかについては、9月115円、10月には104円、11月には88円に下がってきている。2008年4月の81.5円よりはまだ高いが、陳情を提出した時点と比べれば、

燃料代のほうは少し下がってきているのは事実である。しかし、営業的には厳しい状況には変わりはないとの訴えであった。

ほかに看板のことについて、八代側にはフェリー乗り場の案内板があるが、天草側にはない。個人ではなかなか設置できないので、市のほうで何か助成はないかと訴えておられたとの報告がありました。委員からは、八代側の看板は県が設置したのか八代市が設置したのかの質疑がありました。担当課長からは、八代市に確認したが、県が設置したものであるとの答弁がありました。

また、委員から、燃料費は下がりつつあるのでいいと思うが、看板については県に要望することができるのかとの質疑がありました。担当課長からは、県のほうに働きかけてフェリー乗り場がわかるようにしたいとの答弁があり、委員からはぜひお願いしたいとの要望でありました。

このような質疑を経まして、この陳情につきましては、燃料費が下がってきていることもあり、慎重な審議の結果、不採択とすることに決定いたしました。

以上が、当委員会における審査の経過並びに結果であります。よろしく御審議いただき、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

なお、総務常任委員会におきましては、文教厚生常任委員会と合同で、先般10月30日から11月1日にかけて鹿児島県奄美市を訪問し、奄美市の行政改革、地域雇用創造推進事業、巡るのちのキョラジマ創造事業の内容と実施状況等について及び継続審査となっておりますスパ・タラソ天草と類似する施設、タラソ奄美の竜宮の現状と経営方針等について所管事務の調査を行ないました。

タラソ奄美の竜宮につきましては、奄美市内から離れた海沿いに建設され、平屋建てで規模こそスパ・タラソ天草と比べて若干小規模ではありましたが、経営内容と職員意識についてはかなり学ぶ点が多々あり、ここで学んで得たものを今後のスパ・タラソ天草の経営運営の参考として議員の立場から生かせればと、参加した委員一同実感したところでございます。

また、小学校の一部余裕教室を自治集会所として活用されている状況等についても、現小学校に赴き、勉強させていただきました。

今回の視察は、全内容を通して非常に貴重な研修であったことをここに御報告いたします。

また、総務常任委員会としては、閉会中の審査及び調査の申し出することに決定いたしましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

議長（渡辺 稔夫君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

5番、川口君。

5番（川口 望君） パブリック・ビジネス・ジャパンの提出書類の中に、館長は行政経験者と記載してあり、そうなると市役所職員等に限られてくると思うんですけども、そこらあたりの質問はありませんでしたでしょうか。

議長（渡辺 稔夫君） 総務委員長。

総務常任委員長（園田 一博君） その件につきましては、質問は出ておりません。

議長（渡辺 稔夫君） ほかにございませんか。

12番、堀江君。

12番（堀江 隆臣君） 議案第95号のスパ・タラソの指定管理者についてと陳情第21号スパ・タラソの継続運営についての陳情書に関連すると思うんですが、委員長の報告で、供託金を盛り込むことと補修の免責を50万円にするというのを強く要望したという報告があったんですが、協定書はこれからすることで、公募が既に終わった状態ですので、当然不調に終わるケースもあるんですけども、それでも、総務委員会としては原案どおり可決するという判断でよろしいですか。

議長（渡辺 稔夫君） 総務委員長。

総務常任委員長（園田 一博君） はい。報告いたしましたとおり、50万円にすることと保証金について執行部と予定者で協議をしてくれという要望を強く訴えて、原案どおりということで決定しました。

議長（渡辺 稔夫君） 12番、堀江君。

12番（堀江 隆臣君） ということは、当然、この供託金については金額をどれだけを設定するかということで当事者側との折衝も大分結果が違ってくるかと思います。結果、それには従えないという判断も向こうサイドとしてはあると思うんで、それでも総務委員会は原案を支持するというので決定したと理解してよろしいわけですね。

議長（渡辺 稔夫君） 総務委員長。

総務常任委員長（園田 一博君） その件につきましては、先ほど総務委員会を開きまして、執行部側から、予定者と協議の結果、1件50万円でオーケーだという報告をいただいております。そして、保証につきましては、保証保険、ボンド保険というのがあるそうでありまして、それに加入して対応に当たりたいということでありました。

議長（渡辺 稔夫君） 堀江君。

12番（堀江 隆臣君） それはそれで、この議案が通過しますと、今後さんば一であるとかほかの指定管理の案件がこれからも次々に出てくるんですが、供託金というのはやはりスパ・タラソ以外についても考えないといけない部分になってくるかと思いますが、総務委員会としては、ほかの案件についての影響等の審議はございませんでしたでしょうか。

議長（渡辺 稔夫君） 総務委員長。

総務常任委員長（園田 一博君） その件についてはいろいろ意見が出ましたけれども、最終的には、先ほどの執行部の報告の中にもありましたように、このスパ・タラソに限り、そういうことで了解をお願いしたいという現状であります。

もしものときの保証体制をどうするかということについては、供託金という形ではなく、先ほど言ったボンド保険で対応したいとの報告です。

議長（渡辺 稔夫君） よろしいですか。

質疑がなければ、議案第87号、平成20年度上天草市一般会計補正予算第5号を除く議案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

議長（渡辺 稔夫君） 討論がなければ、討論を終わります。

それでは、議案第83号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第84号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第91号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第95号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第96号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、継続審査となっていました陳情第21号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり採択とすることに賛成諸君の

起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（渡辺 稔夫君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

次に、これも継続審査となっていました陳情第24号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり不採択とすることに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（渡辺 稔夫君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

日程第2 農林水産常任委員長報告

議長（渡辺 稔夫君） 日程第2、農林水産常任委員長報告。

先日の本会議におきまして、農林水産常任委員会に付託いたしました陳情第26号、白涛漁港区域内の白涛海水浴場養浜整備方について外1件を議題といたします。

農林水産常任委員長より審査の経過並びに結果について報告を求めます。

農林水産常任委員長。

農林水産常任委員長（山口 安彦君） おはようございます。

農林水産常任委員長報告をいたします。

さきの本会議において、農林水産常任委員会に付託を受けておりました案件につきまして、去る12月12日、全員出席で委員会を開き、現地踏査及び議案審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

まず、委員会では、議案審議を行います前に、白涛漁港区域内の白涛海水浴場養浜整備の陳情箇所の現地踏査を行い、執行部から陳情箇所の概要の説明を受けたところでございます。陳情箇所の現地踏査後、引き続き委員会を再開し、審議を行いました。

まず、議案第87号、平成20年度上天草市一般会計補正予算第5号の所管部門についてでございますが、一般質問でもイノシシ対策について要望がありましたように、再度、委員からイノシシ対策の補正額をもう少し上げることができないかという質疑がありました。執行部からは、今回補正している予算は、平成21年度予算に組んでおりましたものを前倒しするという形で予算を組んでおりますが、平成21年度当初予算査定では、追加予算の増額をお願いしたいと考えているとの答弁でありました。

次に、施設管理費で光熱水費の場所はどこなのかという質疑があり、執行部からは排水機場の電気料で、従来、一番水害が起りやすい時期だけの契約をしていたということでございましたが、最近はいつ大雨が降るかわからないということで、年間契約に切りかえて今回の補正をした

という答弁でございました。

次に、漁業金融特別融資補助金について、本会議でも質疑がありましたが、再度、委員から詳しく説明を求める質疑がありました。執行部からは、旧龍ヶ岳町で平成14年に漁業育成基金を設立しており、その基金の中から毎年300万円ずつを支出しているが、今回300万円を前倒して、残高900万円を一括して補助金で出して、基金の借り入れの返済に充てていきたいということで、今回600万円の補正をしているとの答弁でございました。

また、複合経営促進施設補助金の減額に質疑があり、執行部から詳しく説明を受けました。

以上が一般会計所管部門の補正予算の質疑内容でありましたが、その他補正内容等も慎重に審議いたしました結果、委員会では全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第でございます。

次に、陳情第26号、白涛漁港区域内の白涛海水浴場養浜整備方についてでございますが、委員からは、この海水浴場は大変栄えた歴史があり、砂が流れていってしまうという状況は大変寂しいものがある。また、このほかの上天草市内の海水浴場においても同じような状況になっているのではないかとと思われるので、今後各地区の海水浴場の調査をしていただきたいという意見がありました。委員会では、この陳情については慎重に審議をいたしまして、陳情の趣旨を十分に踏まえ、委員会としては採択することで決定をいたしました。

以上が委員会で審査した主な内容であります。よろしく御賛同いただきますようお願いいたします。

なお、農林水産常任委員会では、さきの9月24日から26日まで建設委員会と合同で福岡県大木町循環センター及び長崎県小長井町の漁協を視察いたしました。

まず大木町の環境センターでございますが、バイオマス事業により生ゴミやし尿をリサイクル化し、肥料として有効利用した町民参加型のまちづくりの説明を受け、質問や意見交換の後、現場の見学を行いました。また、この施設には、最近、全国から研修の申し込みが殺到しておりまして、1日平均4組から5組の受け入れで対応しているということでもございました。

続きまして、2日目には長崎県の小長井漁協の区分けによるアサリ貝の養殖事業の研修に行きまして、当日は小長井漁協の組合長さん、参事さんの出席のもとに事業内容の説明の後、意見交換を行いました。本市の漁業振興の参考になるような事案が多々見受けられましたので、今後、私たち所管のさまざまな事業、検討の際に、本市の漁業の振興に役立つものと大変感銘した次第でございました。

次に、本議会でも一般質問でも多数の議員の皆さんから質問があつておりましたイノシシの件でございますけれども、12日委員会が開かれまして、当日委員会の審議終了の後に執行部と担当職員に御案内をいただきまして、松島、姫戸、龍ヶ岳の現在の状況の調査並びに対策についての現場調査に行きました。ここに1部資料を配っておりますけれども、本議会の答弁で現地の状況等の調査が多少不足していた部分があつたということで部長も言っておられましたが、姫戸の支所に行ったところ、非常に的確に地域の住民のニーズにこたえた対応等で、一生懸命されてお

られた事案も私たち検証することができまして、今後さらにこの問題は大きくなっていくということで予測しておりますけれども、そういった人的な被害とかに及ばないような方向で、市も対策をとっていただきたいという感じを受けました。

ただ、その資料の中にもありますけれども、姫戸あたりにおきましては自己防衛といいますか、自費で農地の周辺をさくで囲うとか、いろいろな対応についても検証することができましたので、つけ加えておきます。

以上のようなことで委員長報告を終わりたいと思いますが、委員会では閉会中の継続審査の申し出をすることに決定いたしましたことを御報告申し上げまして、委員長報告を終わります。よろしくをお願いします。

議長（渡辺 稔夫君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

3番、島田君。

3番（島田 光久君） 3番、島田です。

今の委員長報告のイノシシ対策の補正についてちょっとお尋ねします。先ほど今回の補正は21年度を前どりしてイノシシ対策、わなとかさくの補正になっていると理解しているんですけども、今年度上天草市は、猟友会の皆さんからイノシシの買い取りはできない状況に来ていると思うんです。今からまだ3月までありますから、その間のイノシシのしっぽの買い取りをこの予算の補正で充当できるとか使えるという議論はなかったんですか。

議長（渡辺 稔夫君） 農林水産常任委員長。

農林水産常任委員長（山口 安彦君） 委員会の中ではそのことを広くはしませんでしたけれども、現地に出向いてさまざまな状況を見る中で、抜本的な対策というものが必要ではないかという議論はしました。それで、今質問されたような事案については、今後担当のほうでさまざまな検討をなされるものと期待しております。

議長（渡辺 稔夫君） 3番、島田君。

3番（島田 光久君） それと、委員会で現地視察に行かれたと思うんですけども、全地域の戸別ごとの被害状況とかイノシシに対する不安とかいろいろあると思うんです。来年度に向けて、その辺をもうちょっときめ細かく情報収集して今後の対策につなげてほしいと思うんですが、その辺の審議はありましたか。

議長（渡辺 稔夫君） 農林水産常任委員長。

農林水産常任委員長（山口 安彦君） これは私が感じたことを言っているんですか。この資料にも添付しておりますけれども、私は大矢野地区ですが、龍ヶ岳、姫戸に行ってみまして、島田議員がおっしゃられるような部分は当然大事かと思えます。龍ヶ岳とか姫戸とかの地元の議員としてたまには支所にも行っていただいて、市民の声もあると思えますけれども、その辺の調査の状況とか現況に対する行政の対応あたりは、予算はなかなかないんですけども、体でチェックされてください。姫戸支所に行ったら、支所長が非常にやる気をお持ちで、生き返ったように、大矢野庁舎におられたときよりも頑張っておられるなど私は感じたんです。

そういったこともありますので、大変なことであると思いますけれども、旧町の中で被害があるところの議員さんたちは特に御苦労ですけれども、やはり市長あたりにもたまには現地に行っていていただいて、きめ細かな意見の集約とか対応とか対策とかを具体的にさらにやっていただければと思います。今はそういうことしかできないのではないかと私は感じて帰ってきました。

議長（渡辺 稔夫君） ほかに質疑はございませんか。

20番、渡辺君。

20番（渡辺 勝也君） 時間も押し詰まって大変申しわけないんですけれども、委員長報告の中で、陳情第25号は採択と述べられたと思うんです。

申しますのも、当然白涛の海水浴場のほかにもそういう例があるだろうと思います。委員長報告にもありましたように、伝統ある海水浴場ですが、旧町時代、私は整備について異議を申し立てたほうの一人でございます。学問的にも潮流関係も調査してやっているんだということであったが、やはり自然というものはそういうものではないと。長年続いてきた伝統をつぶすのかということで、私は異議を唱えた一人であったわけです。

しかし、そういう陳情が上がってこの陳情採択はありがたいことで、今後現地も見てみるということでしたが、あそこは構造そのものに問題があると思うんです。今の状況でどれだけブルドーザーで押し試してみても、結局波が来て引き戻して持っていくもの。だから、本当に砂が出ていかないようにするならば、構造そのものを見直さなければならない。今の状況では泳がれる状況でもない、カキ殻はできる、青のりはできる、砂はなくなる、そして潮が当たるところはえぐって取ってしまうというんです。確かに陳情をしてこられる区民の皆さんの気持ちもわかりますが、今度は財政面も絡んできます。これは相当な経費を要することになるのではないかと思います。そこらも踏まえて、今後現地踏査に行かれる場合には、ひとつ慎重に協議方願いたいと思います。

以上です。

議長（渡辺 稔夫君） 農林水産常任委員長。

農林水産常任委員長（山口 安彦君） その件につきましては、旧大矢野町の時代から1回陳情書を出したという経緯の説明を受けました。現地につきましては、今渡辺議員おっしゃられるとおりで、あの工事をしたがゆえに今のような砂の流出という結果になっているということで、合併した最初の年だったと思いますけれども、700立米ぐらいの砂を入れられております。そうした経緯があったんですけれども、白涛海水浴場は今でも夏場には家族連れ等々の海水浴客が結構おられるんです。そうした中で、今おっしゃられたような部分は、当然私たちも委員会の中で考えました。そして議論もしました。しかし、試算したところ、砂の流出を防ぐ対策については、そんな膨大なといいますか、とてつもない費用はかからないのではないかと事務方の意見も聞いております。ただしかし、今の財政状況では、即そのことが実施されるか、私たちも答えは大体わかっておりますけれども、その思いというものは十分受けとめながら、もしそういった予算措置ができればポイント的にやっていただければと。やっぱり地元の要望にこたえていくべきではないかということで私たちは採択をしました。そういう経過です。

議長（渡辺 稔夫君） 20番、渡辺君。

20番（渡辺 勝也君） あと一つだけ。

今委員長がおっしゃるように、確かに旧町時代も砂を入れたんです。しかし、結果としては、入れても入れても沖へ持ってってしまうわけです。経費的には砂の立米数においてそんなに膨大な資金は要らないだろうと思いますが、入れても入れても、2カ月もすれば外へ持ってってしまうという状況だから、やはり構造そのものの見直しが必要だととらえております。そうしないと、砂ばかり入れてもどぶに捨てるような感じになるものですから。

以上です。

議長（渡辺 稔夫君） 農林水産常任委員長。

農林水産常任委員長（山口 安彦君） そのことについては、砂を入れても今おっしゃられるようなことが発生しますので、砂を入れる前に砂どめを海水浴場の中央の部分に、今の潮の流れで砂が運ばれているような方向に対して縦に50メートルぐらい、海底から50センチぐらいの高さの防護壁をつくればいいのではないかという事務方の考え方がありました。それは直ちに具体的にではありませんが、そういう方向でありましたので、それだったらそんなむちゃくちゃな事業費はかからないのではないかという思いもしました。

議長（渡辺 稔夫君） 9番、北垣君。

9番（北垣 潮君） 今の陳情のところで、提案させていただきます。

龍ヶ岳町のときに外平海岸でやはりこういう工事が始まるということで、私は天草じゅうの海水浴場を見て回りましたが、白涛海水浴場に来てびっくりしました。昔は足の踏み場もないほどお客さんがおられたんですけども、コンクリート式の階段式緩傾斜護岸といいますか、こういう工事がなされて、天草のほかの海水浴場でもほとんどがこういうふうになっていたんですけども、この階段式緩傾斜護岸については熊大の滝川教授が詳しい方ですので、あの人の意見を聞くのもいいのではないかと思います。提案してみました。

議長（渡辺 稔夫君） ほかに質疑がなければ、議案第87号を除く議案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） なければ、討論を終わります。

ただいま委員長より報告のありました案件について採決いたします。

それでは、陳情第26号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（渡辺 稔夫君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 28 分

再開 午前 11 時 50 分

議長（渡辺 稔夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで、前もってお諮りいたします。

12時を過ぎ、昼食の時間となることが予定されますが、審議が終了するまで会議を続けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、時間を延長して審議を続けます。

日程第3 建設常任委員長報告

議長（渡辺 稔夫君） 日程第3、建設常任委員長報告。

先日の本会議におきまして、建設常任委員会に付託いたしました議案第92号、平成20年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算第2号外2件を議題といたします。

建設常任委員長より審査の経過並びに結果について報告を求めます。

建設常任委員長。

建設常任委員長（瀬崎 秀輝君） 御報告申し上げます。

さきの本会議におきまして、建設常任委員会に付託を受けました案件について、去る12月15日に委員会を開き、全委員出席のもと現地踏査及び審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告をいたします。

まず、議案第87号、平成20年度上天草市一般会計補正予算第5号の所管部門についてでございますが、本件につきましては、現地踏査を踏まえ、まず補足説明として担当課長から、上天草港阿村については、現地で確認されたとおり、まだ竣工確認がなされていない状況である。施設自体はマイナス4メートル、貨物船500トンクラスの荷揚げができる場所であるが、全面の泊地航路が暫定でマイナス2メートルしかなく、満潮時にしか入港、積みおろしができない状況である。また、港湾建設費の工事請負費で江樋戸港改修工事及び上天草港（阿村港）改修工事については、単なる事業促進ではなく、国土交通省から経済対策として補正予算の確保の打診があったため、今回補正予算を計上しました。また、阿村については1年前倒しで、事業休止のところを再度再開させていただくことになるが、公有水面法に基づく竣工認可申請がなされていない状況であり、また、荷揚げ場として新たに埋め立てされたことによる、生じた土地の確認申請が平成25年までとなっている。それまで阿村港しゅんせつの土砂を姫戸の永目宅地造成埋立地に処分したいと考えている。また、樋島港改修工事については、平成20年度に完了する精査による減であるなどの補足説明がありました。

まず、委員からは、永目港の埋め立て工事が平成23年度までで完成するというのを聞いていたが、その後、平成23年度までに完了できない状況と思われるが、その理由の説明を求める質疑がありました。担当部長からは、平成19年6月議会で質問され、その当時の説明では、23年から24年に完了する。姫戸庁舎建設計画が23年に基本設計、24年に実施設計、25年に建設する計画であることが前部長から答弁されている。予算の関係もあるが、来年は全体事業費の枠があるので1,000万円ほどしか要求ができない。22年度についてはある程度の事業費を要求し、姫戸庁舎建設計画と整合性がとれるような埋め立てを計画したいとの答弁がありました。委員から、姫戸庁舎の建設着工には変更はないのかとの質疑については、担当部長から、埋め立てのスケジュールもあると思うが、平成19年6月に前部長が答弁された計画に沿った計画にしたいとの答弁がありました。

また、委員から、上天草港（阿村港）改修工事1,130万円を今の厳しい財政の状況の中で1年前倒しをして補正を組むというのはいかがなものかとの質疑について、担当部長から、指摘のとおりだと思うが、今回は上天草港は一つということになったので、国交省のほうから、一つの同じ港という判断をするから、樋島が完了したのであれば、次の阿村港を今年着工するならば、国の経済対策にも沿うし、永目港埋め立て問題の解決にもつながるなら事業として認めた上で予算をつけてやるという話があったこと、また、来年になると阿村港は新規の工事での再開になるので、時間がかかって着工が認められるかどうかわからないということもあるので、年度の途中ということで、いろいろな事業内容を検討した結果、今着工したほうが市のために有利だという判断をしたので、今回の補正予算に計上させていただいたとの答弁がありました。

また、委員からは、港湾管理費の工事費、大道港架道橋維持管理工事について内容の説明を求める質疑がありました。担当課長からは、この施設は昭和55年に完成し、御所浦フェリーというのが1便使用しているが、現在老朽化が非常に激しく、旅客施設ということでもあり、管理面も大事ではないかということで、今回連絡橋の補修のため補正予算をお願いしたいとの答弁がありました。

また、委員から、公有水面の埋め立てについてはトラブルが発生しやすいので、漁協等との事前協議は十分なされるよう要望がありました。

以上のような質疑を経まして、慎重に審議いたしました結果、異議なく原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第92号、平成20年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算第3号についてでございますが、本件につきましては、慎重に審査しました結果、異議なく原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、陳情第27号、道路財源の確保に関する意見書の議決についてですが、まず、担当部長から、地方道についてはさらなる整備の必要な箇所が多い。先般、上天草市も熊本県並びに国交省に地方道路の整備をお願いしたところでもあるので、この陳情書については採択いただくようお願いがありました。また、委員から、この意見書については、県からも採択していただくよう

お願いがあつているとの話もありました。

以上のような質疑を経まして、この陳情書につきましては、慎重に審査をしました結果、採択することと決定し、陳情書にあります道路財源の確保に関する意見書を、建設常任委員会で議案として本会議に提出することを決定した次第です。

以上が当委員会における審査の経過並びに結果であります。よろしく御審議いただき、御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

なお、建設常任委員会におきましては、農林水産常任委員長から先ほど報告がありましたが、去る9月24日から26日にかけて、農林水産常任委員会と合同で福岡、長崎方面での生ゴミ処理の状況やアサリ養殖の状況、あるいは橋の状況等々の視察研修を行い、所管事務の調査を行ったことを御報告いたします。

また、建設常任委員会としまして、閉会中の継続審査、調査の申し出をすることを決定いたしましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。よろしくお願ひします。

議長（渡辺 稔夫君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

6番、田中君。

6番（田中 万里君） 議案第87号について質問をいたしたいと思いますが、質問というよりも要望です。私が上天草港阿村港について質疑をした際の件を慎重審議していただいて、先ほどの建設委員長の報告の中であつたように建設常任委員の判断を尊重したいと思うんですが、ちょっと一言申し上げておきたいのは、その先の干切港の際にもちょっとあつたんですけども、これから阿村港を工事するに当たって、以前、5カ年計画で行われるという答弁があつたと思います。総額が3億5,000万円でしたかね。そこまでの大規模工事をこれからするに当たって、やはり工事の入札等でいろいろと問題に取り上げられる点もあります。大規模な工事になりますので、その辺については建設常任委員会でも、今後入札等においては公正公平、透明性のある、干切漁港のときのようにいろいろと新聞に書かれることがないように監視をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長（渡辺 稔夫君） ほかにありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） ほかに質疑がなければ、議案第87号を除く議案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） なければ、討論を終わります。

ただいま委員長より報告がありました案件について採決いたします。

まず、議案第92号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、陳情第27号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（渡辺 稔夫君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

日程第4 文教厚生常任委員長報告

議長（渡辺 稔夫君） 日程第4、文教厚生常任委員長報告。

先日の本会議におきまして、文教厚生常任委員会に付託いたしました議案第85号、上天草市教良木診療所施設条例を廃止する条例の制定について外7件を議題といたします。

文教厚生常任委員長より審査の経過並びに結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長。

文教厚生常任委員長（佐藤 ユミ子君） 文教厚生常任委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました条例関係2議案、予算関係6議案につきまして、12月15日に委員会を開き審査を行いましたので、その経過並びに結果につきまして御報告申し上げます。

まず、議案第85号、上天草市教良木診療所施設条例を廃止する条例の制定についてでございますが、本条例につきましては、全国的に医師不足が深刻な問題となっている中、熊本県もへき地地域へ派遣する医師の十分な確保が難しい状況にあり、将来にわたって教良木地区住民への安定した医療を提供するため、教良木診療施設を上天草総合病院へ移管することに伴い、条例を廃止するものでございましたので、委員会では全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定した次第でございます。

次に、議案第86号、上天草市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、議案第85号と同様の診療所の移管に伴う条例整備と、医療法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係規定の整備でございましたので、全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、平成20年度上天草市一般会計補正予算第5号の所管部門について申し上げます。補正内容につきましては、本会議において執行部からの説明及び議案質疑等で詳細な答弁がありましたので、全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定した次第でございます。

次に、議案第88号、平成20年度上天草市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第3号に

ついてでございますが、本件につきましては、歳入歳出それぞれ50万円を減額し、予算総額を49億7,905万7,000円とするものでございます。補正の主なものは、平成21年度の特定健康診査委託料契約に伴う債務負担行為の補正と財政調整基金繰入金の減額などございましたので、全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定した次第でございます。

次に、議案第89号、平成20年度上天草市診療所特別会計補正予算第3号についてでございますが、本件につきましては、歳入歳出それぞれ522万4,000円を追加し、予算総額を6,402万4,000円とするものであります。

歳入の主なものは、9月までの診療報酬とともに本年度の収入見込額を算出し、事業収入を増額するもので、歳出はそれに伴う医薬材料費の支出見込額の増額でありましたので、委員会では全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定した次第でございます。

次に、議案第90号、平成20年度上天草市介護保険特別会計補正予算第2号についてでございますが、本件につきましては、歳入歳出それぞれ487万円を追加し、予算総額を29億7,687万7,000円とするもので、補正は、上半期の給付状況により、地域支援事業費の見直し及び来年度からの介護保険制度の改正に伴うシステム改修、介護給付費準備基金への積立金、国庫及び県支出金の過年度分精算金が主なものでございましたので、委員会では全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定した次第でございます。

次に、議案第93号、平成20年度上天草市水道事業会計補正予算第2号についてでございますが、本件につきましては、執行部より建設改良費の394万7,000円の減額について補足説明があり、今回工事請負費を減額し、樋合地区の配水地へつながる個人所有の土地に対し、用地交渉がまとまったため用地購入費として580万円を増額しているとの説明がありました。委員からも、その場所や面積についてさらに確認の質疑がございましたが、その他につきましては、本会議において執行部から説明及び質疑等で詳細な答弁がありましたので、全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定した次第でございます。

次に、議案第94号、平成20年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算第2号についてでございますが、本件につきましては、職員の異動に伴う給与の組み替えでございましたので、全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定した次第でございます。

次に、本日の全員協議会でも説明がありましたが、県立高等学校再編整備等基本計画に関する意見書の提出でございますが、平成18年9月に文教厚生常任委員会で審議し、県と県教委に、市内に必ず県立高校を残してほしいと要望する意見書の提出の提案をいたしました。今議会の一般質問でも多くの意見がございましたように、いまだ地域の理解が十分ではないことであり、再編計画について改めて意見書を出すことを検討いたしました結果、委員会として、大矢野高校と松島商業高校の存続を求める内容で発議することと決定いたしました。

要望内容につきましては、学科等をはっきりと明記すべきではないか、また、統合を前期から後期へ延期を求める声も地域にはあるとの意見もございましたが、現状を踏まえまして、まずは両校の存続と魅力ある高校づくりをお願いすることの2項目で要望することといたしました。

以上が、付託案件と今回発議する意見書の審査でございますが、健康福祉部より、追加議案となりました上天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、委員会へ内容説明がございましたことをあわせて報告いたします。

後になりましたが、総務常任委員長報告にありましたように、去る10月30日から11月1日に総務と文教厚生常任委員会合同で鹿児島県奄美市へ行きまして、タラソ施設での研修のほか、奄美市の長寿食材を生かした健康づくり事業や、学校の余裕教室活用事業につきまして研修してまいりましたので報告いたします。

以上が文教厚生常任委員会で審議しました内容でございますので、よろしく御賛同いただきますようお願い申し上げます。

なお、文教厚生常任委員会としまして、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることに決定いたしましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。よろしくお願いたします。

議長（渡辺 稔夫君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） 質疑がなければ、議案第87号を除く議案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） なければ、討論を終わります。

ただいま委員長より報告がありました案件について採決いたします。

まず、議案第85号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第86号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第88号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第89号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第90号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第93号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（渡辺 稔夫君） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第94号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（渡辺 稔夫君） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第5 議案第87号 平成20年度上天草市一般会計補正予算（第5号）

議長（渡辺 稔夫君） 日程第5、議案第87号、平成20年度上天草市一般会計補正予算第5号を議題といたします。

本件に対する質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） 質疑がなければ、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

議長（渡辺 稔夫君） なければ、討論を終わります。

それでは、議案第87号を採決いたします。

本件に対する各所管委員長報告は原案可決であります。各所管委員長報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（渡辺 稔夫君） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6 議案第97号 上天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議長（渡辺 稔夫君） 日程第6、議案第97号、上天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

健康福祉部長（松浦 省一君） 追加議案書の1ページをお願いいたします。

議案第97号、上天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

まず、制度の概要について御説明いたしますが、別紙に1枚紙の、両面でコピーしているのを配付しておりますのでごらんいただきたいと思います。表が一部改正の概要、裏に官報の写しをコピーしておりますのでごらんいただきたいと思います。

まず、平成21年1月1日からの産科医療保障制度の創設に伴いまして、健康保険法施行令が12月5日に公布されましたので、出産育児一時金の支給額を改正する必要があります。産科医療保障制度につきましては、分娩に関連して発症した重度の脳性麻痺児に対する補償と脳性麻痺の発症原因分析、再発防止を目的として創設された制度でございます。この制度に加入している分娩機関は、分娩1件ごとに掛金として3万円を負担することになります。それに伴いまして、掛金相当分の分娩費の上昇が見込まれるため、現行の出産育児一時金35万円に3万円を加算するというものでございます。なお、この制度に加入していない分娩機関での分娩については、現行どおりの支給となるということでございます。

熊本県の現状を申し上げますと、病院、診療所、61機関すべてが加入済みでございます。ただし、助産所が2軒ありますけれども、2軒のうち1軒がまだ未加入という状況でございます。上天草市の1月からの分娩予定者は12名を予定して、今回補正をお願いしているところでございます。

改正の内容につきましては、別添資料の新旧対照表で御説明いたします。

右の欄が改正前、左の欄が改正案としております。第5条第1項に、「ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書の規定に該当すると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を超えない額を加算するものとする」を加え、第5条第2項中「第6条」を「次条」に改めるものでございます。

議案書に帰っていただきまして、附則としまして、施行期日を平成21年1月1日から、経過措置としまして、この条例の施行日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額は、なお従前の例によるものとしてございます。健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、関係規定を整備する必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございますので、どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

議長（渡辺 稔夫君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第97号について質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） 質疑がなければ、これより討論に入ります。

討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） なければ、討論を終わります。

それでは、議案第97号を採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7 発議第10号 道路財源の確保に関する意見書の提出について

議長（渡辺 稔夫君） 日程第7、発議第10号、道路財源の確保に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設常任委員長。

建設常任委員長（瀬崎 秀輝君） 発議第10号、道路財源の確保に関する意見書の提出について。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出をいたします。平成20年12月18日、上天草市議会建設常任委員会委員長、瀬崎秀輝。上天草市議会議長、渡辺稔夫様。

提案理由ですけれども、道路財源を確保し、道路整備の推進を国に要望するため。

意見書を朗読したいと思えますけれども、前段の分につきまして割愛させてもらいたいと思えます。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

建設常任委員長（瀬崎 秀輝君） 道路財源の確保に関する意見書。

1、道路特定財源の一般財源化に当たっては、地方道路整備の必要性や厳しい財政の実態にかんがみ、地方の道路整備や維持補修を着実にを行うための財源確保や配分を行う制度とし、あわせて地方の裁量や自由度が増す方向で制度を確立すること。

2、おこなわれている地方の道路整備と計画的修繕・更新を地方公共団体が主体的に行うための地方道路整備臨時交付金制度及び今年度創設された地方道路整備臨時貸付金制度について、維持もしくは同等以上の代替制度を確立すること。

3、4月の暫定税率失効に伴う地方の減収や地方道路整備臨時交付金への影響については、国の責任において速やかに適切な財源措置を講じること。

4、道路整備の中期計画の策定に当たっては、地方の道路整備の実情に配慮し、必要と判断される道路の整備を確実に盛り込むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成20年12月18日、上天草市議会議長、渡辺稔夫。衆議院議長、河野洋平様。参議院議長、江田五月様。内閣総理大臣、麻生太郎様。総務大臣、鳩山邦夫様。財務大臣、中川昭一様。国土交通大臣、金子一義様。

以上でございます。

議長（渡辺 稔夫君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

発議第10号について質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） 質疑がなければ、これより討論に入ります。

討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） なければ、討論を終わります。

それでは、発議第10号を採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（渡辺 稔夫君） 日程第8、発議第11号、県立高等学校再編整備等基本計画に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

文教厚生常任委員長。

文教厚生常任委員長（佐藤 ユミ子君） 発議第11号、県立高等学校再編整備等基本計画に関する意見書の提出について。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。平成20年12月18日、上天草市議会文教厚生常任委員会委員長、佐藤ユミ子。上天草市議会議長、渡辺稔夫様。

提案理由。県立高等学校再編整備等基本計画の中止を県教育委員会へ要望するため。

意見書の文章につきましては割愛させていただきたいと思っております。よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

文教厚生常任委員長（佐藤 ユミ子君） 1、当該計画を中止し、大矢野高校並びに松島商業高校の存続を図ること。

2、大矢野高校並びに松島商業高校に他の地域からも入学者が来るような魅力ある学科を設置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成20年12月18日、上天草市議会議長、渡辺稔夫。熊本県教育長、山本隆生様。

以上です。

議長（渡辺 稔夫君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

発議第11号について質疑はありますか。

14番、窪田君。

14番（窪田 進市君） 二つ質問をしたいと思っております。

まず、当該計画を凍結しとありますが、これは凍結ですか、中止ですか。

議長（渡辺 稔夫君） 文教厚生委員長。

文教厚生常任委員長（佐藤 ユミ子君） 中止です。

14番（窪田 進市君） 中止ということにつきましての説明をしていただければと思います。

それから、もう一つは、他地域から入学者が来るような魅力ある学校をとということですが、それにつきまして、何か検討をなされていればそのこともお願いしたいと思います。

議長（渡辺 稔夫君） 文教厚生委員長。

文教厚生常任委員長（佐藤 ユミ子君） これは私の見解でございますが、凍結を中止に変えたのは、凍結でしたらば、またいつかはこの問題が上がってくるわけでございますので、私どもの希望としましては、ぜひ今の計画を中止していただきまして、大矢野高校と松島商業校を存続させていただきたいという強い願いからの中止でございます。

それと、他の地域から入学するような魅力ある学科ということでございますが、これは一応存続されてから、地域のニーズに合った学科を設けていただくということになると思いますけれども、強いて言いますと、要望としましては海運業、観光産業、それと近年の福祉関係のニーズが多いということの中で、そういう特色のある学科を設置していただければ、よそのほうからも来ていただけるのではないかとということです。実は、この中に盛り込みたいという思いはございましたが、一応、今回はこの魅力ある学科という中にいろいろなことは含まれているということで削除いたしました。

以上でございます。

議長（渡辺 稔夫君） 14番、窪田君。

14番（窪田 進市君） 18年2月から今日までずっといろいろと県の説明会がありました中では、急激に生徒数が減っていく。そして、適正規模というのは、少なくとも4学級なければ本当の高等教育の姿ではないということでございます。

凍結も前期、中期、後期それぞれありますけれども、とわに私たちの2校存続させるということは、激減していく生徒数、そして地元に残る生徒を考えますと、中止ということはいかなるものかと思えます。

もう一つは、例えば県は、来年度につきましては、倉岳高校は天草高校の分校にするという形で進めております。統合については、この2校に加えて天草東があります。これは私たちの関連ではありませんけれども、そのことについての論議とか考え方があれば教えていただきたいと思えます。

議長（渡辺 稔夫君） 文教厚生常任委員長。

文教厚生常任委員長（佐藤 ユミ子君） このことについても、一応、松島商業高校と東高校を統合してというような文面を入れたほうがいいのではないかとございましてけれども、とにかく少子化の時代、激変していくということは目に見えてわかっている状況でございます。ここにも書いてございますけれども、保護者にとっての生活、経済負担の増加、それと教育基本法第3条の教育の機会均等等が失われるということ、そして、今またとても厳しい経済情勢の中で、本当に保護者の負担が大きくなっていくということもあります。また、これはもう私の考えでございますけれども、松島商業高校はすばらしい高校ですのでぜひ残していただきたいという中でこの文面にさせていただいたわけでございます。

議長（渡辺 稔夫君） 最後にしてください。窪田君。

14番（窪田 進市君） きょう、私たちの権威ある議会で決議して県に提出するわけでありましてけれども、やはりこれは県の最終的な判断というのがあると思えます。しかし、少なくとも私たちがこういった決議をしたとなれば、そのことが県にも伝わって、受けていただくということではなければならないと思えますけれども、県のほうの今日までの説明では、要望だけではなかなか難しいと思えましたので、そのことをお聞きしたわけでございます。

議長（渡辺 稔夫君） ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） 質疑がなければ、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

14番、窪田君。

14番（窪田 進市君） 13番、14番の質疑になりますけれども、これは教育に対する思いですので、この意見書に対する反対意見を二、三点申し述べさせていただきます。

まず、第1点です。私たちの議会として、今日までこの2校あるいは統合についての論議とか、いろいろな切磋琢磨した意見を全体会議で行ってはおりません。ただ、やっぱり県の方針としては統合だと。しかし、松商は存続だという意見、いろいろな地域の思いというのは非常に大事でありましたので、私たちの議会としては一同になってすることはなかったと思いますけれども、少なくとも私はもっともっと多く論議して、場合によりましては、県に公開質問状あたりを出す。そして本当に2校なのか、これは大変辛抱強いことだけれども、将来の上天草市に根づいていく、子どもたちが残る学校はどういうものかという論議をもっともっと重ねてやっていくべきではないかと思います。そういう踏み込んだ議論がまだまだ足りないということで、第1点の反対意見でございます。

第2点は、先ほど申し上げましたように、そのままの状態でありますと、40%から50%を切ります。そのままいきますと、データにありましたようにあと五、六年で上天草市内の中学生の卒業は300人になります。今は大体360人ぐらいですから激減するわけであります。

そういうことを考えますと、魅力のある学校2校をもっともっと残していきたいという思いはありますけれども、50%になりますと全校で150人ぐらいしかおりません。そうしますと、2校合わせて4クラスですから、場合によりましては1校は2クラス、1校は1クラスと2校が自然減少していくなら、表現は悪うございますけれども、2校は自然的に淘汰されるといいますか、しばんでいく気がいたします。これでいいのかと思うわけでございます。県に対して、県に公開質問状を出して、2校存続の場合はこれだけ約束できますか、あるいは二つの学校を充実させていただけますか、それなら私たちも賛成いたしますともっともっと私たちの思いを、公開質問状を出して、県が可能だと言え、私たちは大いにこのことを進めたい。しかし、要望だけ言って、県がどうしても可能でないこと言うのであれば、将来のことも考えるべきではないかというのが第2点でございます。

第3点は、今申し上げましたように県の最終的な判断になりますけれども、私は平成18年から3年間、いろいろなものに自主参加していろいろな方たちから聞いてまいりました。今熊本県の財政は大変厳しいけれども、私たち上天草市の本当の願いを訴えていけば、県のほうもかなり要望にこたえていただけるだろうという感触を持っております。

県はもう耐震構造、いろいろな財政の面でどうにもならないということを聞きますと、あと二、三年もしますと、恐らく県は私たちの学校充実について大変厳しい、手が届かなくなるのではないかと思います。

今なら、場合によりましては、もっと具体的な通学手段、あるいは宿舎はつくりませんと言っているけれども、県がでなくても市としても女子寮や学生寮もつくるから、県は進めてほしいと。あるいは国公立についてもいろいろな人事そのほかについてもやってほしいと。グラウンドも狭いから、来年はできませんけれども、将来的には約束してもらいたいと。そして、本渡と熊本の中心の学校を地域とともに県は力を入れてほしいと。私はそういうことを訴えていく機会が今だと思います。あと3年、4年しまして子どもたちがよそに出ていってしまえば、そのときは県もなかなか対応できないでしょう。そのとき、私たちのこの地域の中に、高等学校がどういう形で生き臨んでいくか、私はそのことを非常に心配しての反対意見でございます。

以上でございます。

議長（渡辺 稔夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） なければ、討論を終わります。

それでは、発議第11号を採決いたします。

本件について、異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（渡辺 稔夫君） 賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第9 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

議長（渡辺 稔夫君） 日程第9、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

この件につきましては、議会運営委員長及び各常任委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました各委員会の所管事項について、閉会中の継続審査及び調査の申し出があっております。各委員長から申し出のとおり委員会の閉会中の継続審査及び調査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査することに決定いたしました。

以上で本定例会に提出されました案件は全部終了いたしました。

これをもちまして議事を閉じ、平成20年第4回上天草市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 0時38分